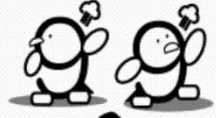


平和憲法を守ろう!

9 ひらつか



9条の会 ニュース

文責：事務局長 司法書士 大谷 潔 Tel.0463-24-0702/FAX 24-0712
連絡先：〒254-0043 平塚市紅谷町 14 番 30 号平田ビル 3 階 平塚松風司法書士事務所
Email: matsukaze@mb.scn-net.ne.jp ホームページ: <http://www.hiratuka9jyou.com/>



関東では、梅雨が早く明けました。六月末からうだるような夏日が続いています。七月十日から富士宮口の富士登山が開始となりました。夏シーズンの到来です。(富士山頂上よりの展望)

★西日本では七月五日から七日にかけて記録的な豪雨となり、百六十九名が死亡し、行方不明八十名(十一日現在)という大災害になりました。これは、西日本の特定地域に梅雨前線が停滞し、暖かい湿った空気が流入し、三日間継続したことが原因です。不明者の救済と一日も早い復旧が望まれます。

★延長国会では、野党は西日本豪雨対策を優先的に取り組むべきと要請しました。しかし、自民・公明の与党はカジノ解禁を望む業界や企業の意向をかなえることしか考えず、十日にカジノ実施法案の参議院内閣委員会の審議入りを強行しました。しかも、災害復旧の陣頭指揮をとるべき石井国土交通相がカジノ担当で対応しているのです。

★安倍首相は改憲の意思を変えてはいません。全国九条の会として、三千万人署名は、六月以降も継続することになりました。目標に向けて取り組みを強めましょう。

講演「安倍9条改憲阻止と平和の展望」(1)

講師 小澤隆一教授 (慈恵会医科大学、憲法学)

総会で行われた小澤先生の講演は、今年、三月の自民党大会で了承された安倍改憲案とその危険性についての内容でした。以下に、講演の内容をまとめました。3000万人署名を訴える材料として最適ですので、活動に役立ててください。

自衛隊員は憲法違反？

安倍首相が本年の憲法改定に執念を燃やし、9条改憲の条文化を図ろうとし、3月25日の自民党大会を開催しました。そこで、安倍首相は「多くの憲法学者が『自衛隊員は憲法違反』と言っている。憲法改定で自衛隊を明記し・・・違憲論争に終止符を打とうではありませんか。」と檄を飛ばしました。

安倍首相の発言はとんでもない言いがかりです。憲法学者が自衛隊を違憲というのは、組織としての自衛隊が、「戦力」を「保持しない」とうたった9条二項の「戦力」に該当しているからです(長沼訴訟)。また、航空自衛隊がイラクで行った、武装した米兵の輸送活動は「武力の行使」を放棄したに9条一項に違反するからです(イラク派兵差止訴訟)。個々の自衛隊員を憲法違反などと言っていないのです。

また、自衛隊を憲法に盛り込んでも、9条一項や二項があるかぎり、自衛隊の違憲論争は終了しないのです。

9条死文化

自民党大会では、改憲案は意見が続出して条文化できませんでした。「改憲4項目」基本的方向性を了承し、条文成案については細田本部長に一任ということになりました。

まず、「改憲4項目」の1項目は、憲法9条改定です。憲法9条は削除せず、そのまま残り、自衛隊を盛り込む内容です。表に自民党改憲案の三案を示しました。

当初案

第9条の2 我が国の平和と独立を守り、国および国民の安全を保つための必要最小限の実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制を服する。

代替案1

第9条の2 我が国の平和と独立を守り、国および国民の安全を保つために必要な措置をとることを目的として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

② 同上

代替案2

第9条の2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国および国民の安全を保つための必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

② 同上

3案の異なるところはアンダーラインで示しました。当初案は必要最小限という規定がありますが、代替案1と2はなくなっています。代替案2は9条の一項や二項に制約されないと明確に記述されています。いずれの案も、自衛隊を憲法に加えることで、自衛隊は、9条の一項（武力の不行使）や二項（戦力不保持）に対する制約がなくなり、対外戦争も、武器の使用・増強も可能となり、9条を死文化する内容です。

首相軍事独裁化

また、3案とも「**内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者**」に関しては、自民党内で一致しているのはぶきみです。

内閣総理大臣は、内閣法6条で「閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政を指揮監督する」のです。本来は内閣総理大臣単独で判断できないのです。また、自衛隊法7条にも、シビリアンアンコントロールの観点から、自衛隊の防衛出動や治安出動は閣議を経ておこなわれることになっています。「首長たる」という言葉の中には、他の大臣と区別された内閣総理大臣だけの判断で軍隊を動かすことができ、軍事独裁が認められる可能性があります。この背景には、日本政府はアメリカとの間に、自衛隊が有事における軍事行動に際して米軍に指揮権を手渡す「密約」があるからです。米軍の出動命令に即座に対応するため、首相の独裁的判断が必要なのです。

自衛隊の暴走

国会では、自衛隊と防衛省が国務大臣の指示に従わず、南スーダンのPKO活動やイラクでの活動に対する「日報」を隠蔽したことが明らかになりました。シビリアンコントロールが機能していないことが暴露されました。2011年3月の東日本大震災の時も、陸上幕僚長は、防衛大臣や統幕長の命令指示無しで先に動いていた事がわかっています。シビリアンコントロールが効かない自衛隊が、憲法に明記されると、さらに増長して、暴走することは明らかです。

改憲2項目は緊急事態条項、改憲3項目は教育条項の改憲の危険性について、また、改憲阻止の展望についても、次号で掲載します。改憲4項目は参議院の合区解消ですが、今回の報告はありませんでした。（つづく）

「ひらつか・9条の会」第14回総会結果報告

事務局

6月23日(土)市民活動センター会議室において、第14回総会が約40名の参加で開かれました。北村代表は、安倍首相の改憲を許さないために、「めげず」「くさらず」「あきらめず」の精神で最後まで頑張ろうと挨拶しました。

小澤先生の講演会の後、大谷事務局長から活動の総括と方針が提案され、瀬戸事務局員からは一年間の会計報告が行われました。それにもとづいて論議が行われました。複数の会員からは、街頭や戸別訪問での3000万人署名活動の経験が話されました。「最近、街頭署名が多く集まるようになってきた。」「訪問では玄関のピンポンで断られた。」

小澤先生からは全国9条の会の事務局員として、3000万人署名はまだ目標に達していないので、6月以降も署名活動を継続すると話されました。今年の重要な活動方針として署名活動を継続することを確認しました。総括と方針、会計ともに参加者全員に確認されました。

平和憲法を守ろう！ ひらつか・9条の会 会計報告			
2017年6月1日～2018年5月31日 現在			
通常会計			
収入の部		支出の部	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
カンパ	187,120	「平和を語りつぐ2017」協賛金	10,000
映画「ザ・思いやりパートⅡ」 上映会会費	37,200	総会講師謝礼	5,000
パンフレット売上	12,000	上映料他	41,000
新年会会費	19,000	リラン・バクレー監督謝礼等	22,000
利子	2	新年会費用	19,309
		市民意見広告	8,160
		安倍9条改憲NO!3000万署名 をすすめる会・平塚寄付金	50,000
		ニュース発行費	31,467
		事務費	53,923
小計	255,322	小計	240,859
前期越金	179,842	次期繰越金	194,305
合計	435,164	合計	435,164

9条の会 スケジュール

●定例学習会

7月28日(土) 14:00～16:00 中央公民館 3C 会議室

9月22日(土) 14:00～16:00 中央公民館 3C 会議室

●署名・宣伝活動

7月19日(木) 17:00～18:00 北口ラスカ前宣伝活動

8月03日(金) 17:00～18:00 北口ラスカ前宣伝活動

8月15日(日) 終戦記念日 17:00～18:00 北口ラスカ前統一行動

8月19日(日) 17:00～18:00 北口ラスカ前宣伝活動

9月03日(月) 17:00～18:00 北口ラスカ前宣伝活動

9月19日(水) 17:00～18:00 北口ラスカ前宣伝活動

●月例会

8月04日(土) 14:00～16:00 月例会 市民活動センター研修室

9月01日(土) 14:00～16:00 月例会 市民活動センターA会議室

10月06日(土) 14:00～16:00 月例会 中央公民館 3階A会議室